

令和 2 年第 2 回区議会定例会提出予定案件

案件名

世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る和解

1 主旨

区では、区営住宅の家賃滞納者に対して、様々な事情があることを鑑み、督促だけでなく、生活再建を含めた相談の機会を設け、分割納付等に応じている。

本件は、納付折衝の結果、相手方が分割払いを希望し、支払いを開始したため、今後、支払いに不履行が生じたときに備え、住宅の明渡しと使用料等の請求の債務名義を得るため、訴え提起前の和解の申立てを行うものである。

2 経緯

平成 9 年 4 月 本件住宅に入居。

平成 2 6 年 1 1 月 滞納が始まる。(文書、電話による催告を実施)。

令和 元年 7 月 弁護士に対応を委任。

1 0 月 弁護士による面談で本人と■■■■■が現年分の家賃を納付することを約束。

令和 2 年 1 月 継続して家賃の納付がなされたため、滞納分の分納に関する合意書を取り交わす。

3 和解申立の内容

申立人 世田谷区

相手方 使用者：■■■■■

連帯保証人：■■■■■

滞納金額 3,429,200 円

申立の趣旨

(1) 相手方らは申立人に対し、滞納金の合計額を和解期日の属する月の翌月から完済まで毎月 55,000 円ずつ分割して支払う。

(2) 相手方らが分割金の支払いを 2 回以上怠った場合、相手方らは当然に期限の利益を失い、残金を連帯して直ちに一括して支払う。

(3) 上記のとおり期限の利益を喪失した場合には、本件建物の使用承認を取り消し申立人は明渡しを請求することができる。申立人が本件建物の明渡しを請求したときは、相手方は申立人に対し、直ちに本件建物を明渡す。

4 対象物件 世田谷区営■■■■■
(世田谷区■■■■■)

5 和解申立日 令和 2 年 7 月上旬、東京簡易裁判所へ和解の申立てをする。